

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月18日

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 近 健 太

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町1番地

【電話番号】 0565 28-2121

【事務連絡者氏名】 資本関連事業部長 森 山 由 英

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番18号

【電話番号】 03 3817-7111

【事務連絡者氏名】 広報部長 橋 本 沙 織

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年8月7日付で、当社の幹部職のうち、一定の要件を満たす者（以下、対象従業員という。）を対象とする、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託を活用した株式交付制度に係る株式交付規準を制定し、対象従業員に対して当該規準の内容を知らせることを決議したことから、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき同日付にて臨時報告書を提出しておりますが、その記載事項のうち受益権確定日等を一部変更いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

## 2 【訂正事項】

### （5）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

対象従業員に対する当社株式等の交付等の時期

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### （訂正前）

#### （5）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

<略>

対象従業員に対する当社株式等の交付等の時期

対象従業員が退職した場合、死亡した場合、または本制度が廃止された場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、対象従業員が死亡した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、相続人が本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。受益権確定日は、対象従業員が退職した場合には、退職日の属する事業年度終了直後の8月の第1営業日とし、対象従業員が死亡した場合または本制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第1営業日とします。なお、対象従業員が退職した場合または本制度が廃止された場合、対象従業員に対する当社株式等の交付等にかかる受益権確定日が、対象従業員が株式交付規準の内容を知ることとなる日の属する事業年度にかかる有価証券報告書（当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度にかかる当社の半期報告書）の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職または組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。

### （訂正後）

#### （5）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

<略>

対象従業員に対する当社株式等の交付等の時期

対象従業員が退職した場合、死亡した場合、本制度が廃止された場合、または対象従業員が本制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合に、当社株式等の交付等を行います。ただ

し、株式交付条件を満たした対象従業員が国内非居住者である場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、対象従業員が死亡した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、相続人が本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。受益権確定日は、対象従業員が退職した場合には、退職日とし、対象従業員が死亡した場合または本制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第1営業日とし、対象従業員が本制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合には、株式交付規準で定める所定の日とします。なお、対象従業員が退職した場合または本制度が廃止された場合、対象従業員に対する当社株式等の交付等にかかる受益権確定日が、対象従業員が株式交付規準の内容を知ることとなる日の属する事業年度にかかる有価証券報告書（当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度にかかる当社の半期報告書）の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職または組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。

以上